

東レ健康保険組合では、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「年間医療費のお知らせ」を発行しています。

今回のお知らせは、2025年1月～11月の間に医療機関等で受診された分を、事業主様宛（任意継続被保険者の方はご自宅宛）に発送しましたので、順次皆様のお手元にお届けします。

医療費控除の申告に紙ベースのお知らせを利用される場合はご活用ください。

#### <確定申告 e-Tax 用データの利用開始日>

KOSMOWebにてご利用が可能です。

2025年1月～11月受診分：2月9日から

2025年1月～12月受診分：3月9日からの予定

#### 【よくあるご質問】

Q1. 12月分の医療費を確定申告したいのですが
A1. 12月分の医療費については、お手持ちの医療機関からの領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告に追加添付して下さい。医療費が高額で当組合からの補填額が必要な場合は、ご連絡下さい。12月分の医療費明細は3月初旬（3/9予定）にKOSMOWebにアップします。紙ベースでの発行はいたしません。
Q2. 医療費控除の申告書には医療機関の領収書を添付しなければなりませんか
A2. 健康保険組合が発行する「年間医療費のお知らせ」の原本を添付すれば、医療機関の領収書を添付する必要はございません。
Q3. 医療機関等の名称が空白になっているところがありますが
A3. 柔道整復師の施術を受けられた場合や個人情報保護の観点から非表示としている場合があります。ご自身で医療費のお知らせに記入して下さい。
Q4. 出産育児一時金の金額が記載されていませんが
A4. ご本人が申請して受け取られた出産育児一時金は記載されておりません。直接支払制度を利用されている場合は、医療機関等で会計をされた時に出産育児一時金が相殺されていますので、医療費控除で改めて差し引く必要はありません。
Q5. 実際の自己負担額と医療費のお知らせに記載の自己負担額が異なるのはなぜですか
A5. 医療費のお知らせに記載の額は1円単位で表示されていますが、実際に医療機関で支払う額は10円未満を四捨五入した額となります。 また、乳幼児医療や福祉助成など、医療費の一部または全部を国や市区町村等が負担する公費負担医療や、高額療養費の支給を受けている場合等については、実際に支払った自己負担額が医療費のお知らせに反映されていないので、ご自身がその年中に実際に負担された額を申告してください。
Q6. 「年間医療費のお知らせ」を失くしたのですが再発行できますか
A6. 再発行できませんので大切に取り扱いして下さい。税務署が確定申告で受理するのは健保組合が発行する医療費通知(原本)だけです。 KOSMOWebからプリントアウトした医療費明細は受理されませんのでご注意下さい。
Q7. 身に覚えのない内容が記載されているのですが
A7. 医療費のお知らせは医療費の不正請求の発見にも役立つことがあります。 記載内容に誤りがある等ご不明な点がありましたら当組合までお知らせ下さい。

Q 8. 国税庁電子申告・納税システム「e-Tax」で使用するXML形式の医療費通知データはどこにありますか
A 8. KOSMOWebのトップメニューより「医療費情報」を選択し、「医療費控除用申告用データを取得する」を選び、「医療費控除申告用」画面よりダウンロードして下さい。 <利用開始日> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年1月～11月受診分のデータ：2/9（月）から</li> <li>● 2025年1月～12月受診分のデータ：3/9（月）からの予定</li> </ul> (注1)ダウンロードしたファイルの修正は行えません。「e-Tax」に取り込んだ後に修正を行って下さい。 (注2)2025年10月にKOSMOWebはリニューアルしました。サイトURLが更新されていますのでご注意ください。 <a href="https://toraykenpo.portal.kosmo-web.jp/">https://toraykenpo.portal.kosmo-web.jp/</a>
Q 9. 医療費通知の記載内容はマイナポータルでも確認できますか
A 9. マイナポータル連携で医療費情報の取得が可能です。マイナポータルは毎月11日に前々月診療分の医療費通知情報が更新されます。マイナンバーカードの保険証利用に対応していない医療機関・薬局での医療費通知情報もマイナポータルで閲覧できます
Q 10. マイナポータルを利用してe-Taxでの医療費控除の申告ができますか
A 10. マイナポータル連携により医療費情報を取得し、e-Taxでの医療費控除の申告手続きができます。また、確定申告で利用するための1年間分の医療費通知情報（XMLデータ）は、例年、2月初旬に申告年分の1月から12月分までの情報が一括で取得可能となります。「マイナポータル連携」の詳細は下記の国税庁HP「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。（※1）
Q 11. 医療費控除の申告に関する詳細を教えてください
A 11. 下記の国税庁ホームページ「所得税の確定申告」でご確認下さい。（※2）

(※1)国税庁HP「マイナポータル連携特設ページ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>

(※2)国税庁HP「所得税の確定申告」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

「年間医療費のお知らせ」は医療費の不正請求の発見にも役立つことがあります。

「記載内容に誤りがある」「身に覚えのない明細がある」等ご不明な点がございましたら当組合までお知らせ下さい。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★